

令和2年度

第1回釧路市国民健康保険事業 の運営に関する協議会議案

釧路市こども保健部国民健康保険課
市立釧路国民健康保険阿寒診療所
市立釧路国民健康保険音別診療所

目 次

1 報告事項

(1) 会務報告	1 頁
(2) 一般報告	
ア 令和元年度釧路市国民健康保険特別会計 決算概要について	2 頁
イ 令和元年度釧路市国民健康保険阿寒診療所 事業特別会計決算概要について	3 頁
ウ 令和元年度釧路市国民健康保険音別診療所 事業特別会計決算概要について	4 頁
エ 新型コロナウイルス感染症に感染する等した 被保険者に係る傷病手当金に関する専決処分について	5 頁
オ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険料の減免について	6 頁
カ 国民健康保険特別調整交付金に係る過少申請について	7 頁

1 報告事項

(1) 会務報告

ア 令和元年度釧路市国民健康保険運営に関する協議会の開催

① 第1回運営に関する協議会

令和元年7月23日(火) 午後6時から(市役所 防災庁舎5階 会議室A)

- 会務報告
- 一般報告

- ・平成30年度釧路市国民健康保険特別会計決算概要について
- ・平成30年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計決算概要について
- ・平成30年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計決算概要について
- ・国民健康保険被保険者証の様式変更について

② 第2回運営に関する協議会

令和2年2月4日(火) 午後6時から(市役所 防災庁舎5階 会議室A)

- 議案

- ・令和2年度釧路市国民健康保険特別会計予算(案)について
- ・令和2年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算(案)について
- ・令和2年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算(案)について

イ 国民健康保険運営協議会会長研修会

- ① 日時及び場所 令和元年10月28日(月) 午後1時30分から

国保会館5階大会議室(札幌市)

- ② 参加者 会長 関原 久

- ③ 研修内容 講演「オーラルフレイルに関する保健事業と介護予防との連携」

北海道大学大学院歯学研究院口腔健康科学分野

高齢者歯科学教室 准教授 渡邊 裕

ほか

ウ 令和元年度 釧路・根室管内国民健康保険運営協議会委員研修会

- ① 日時及び場所 令和元年10月24日(木) 午後2時から

釧路市生涯学習センター 学習室602

- ② 参加者 会長 関原 久

委員 板 明子、梅崎 朱美、岩下 香奈、渡辺 聡

(事務局) 専門員 島田 勇気

- ③ 研修内容 講演「保険料平準の統一に向けて」

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主査 小野寺 譲

講演「国民健康保険をめぐる諸情勢について」

北海道国民健康保険団体連合会 事務局長 小松 敏之

(2) 一般報告

ア 令和元年度釧路市国民健康保険特別会計決算概要について

1. 決算額 (単位:千円)

区 分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減額(A-B)	備 考	
決 算	歳入	17,228,359	17,514,421	△ 286,062	決算剰余金209,056千円は 国民健康保険事業運営基金に積立
	歳出	17,019,303	17,280,130	△ 260,827	
	差引	209,056	234,291	△ 25,235	

2. 国民健康保険事業運営基金 (単位:千円)

年 度	差引増減額	保有額	備 考
平成27年度	△ 150,091	553,598	令和元年度基金処分状況
平成28年度	185,597	739,195	処分額① 5,840
平成29年度	245,706	984,902	基金積立額② 209,056
平成30年度	15,758	1,000,659	差引増減②-① 203,216
令和元年度	203,216	1,203,875	※端数処理の関係で千円単位の誤差が生じている場合がある。

3. 世帯数及び被保険者数(年間平均)

区 分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減(A-B)	備 考	
世 帯 数	24,042世帯	24,759世帯	△ 717世帯	4月～3月ベース集計	
前年度伸び率	△ 2.90%	△ 3.62%			
被 保 険 者 数	一 般	34,079人	35,412人	△ 1,333人	65歳以上一般へ移行
	退 職	27人	180人	△ 153人	
	計	34,106人	35,592人	△ 1,486人	
	前年度伸び率	△ 4.18%	△ 4.88%		

4. 保険料収納額及び収納率 (単位:千円)

区 分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減額(A-B)	備 考	
現年度	調定額	2,795,639	2,923,574	△ 127,935	・調定額は居所不明者分の調定額 を除いて算出 (現年度: 2件 116千円、滞納繰 越: 3件 298千円) ・収納額は還付未済額を除いて算出 (現年度: 176件 1,551千円、滞納 繰越: 34件 322千円)
	収納額	2,595,145	2,682,114	△ 86,969	
	収納率	92.83%	91.74%	1.09%	
滞納繰越	調定額	707,398	1,064,909	△ 357,511	
	収納額	152,291	188,914	△ 36,623	
	収納率	21.53%	17.74%	3.79%	

※上記の調定額及び収納額は、備考欄のとおり国の調整交付金算定基準により算定している。

5. 保険給付費及び国保事業費納付金 (単位:千円)

区 分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減額(A-B)	備 考
保険給付費	12,275,689	12,249,522	26,167	
対前年度伸び率	0.21%	△ 1.82%		
国保事業費納付金	4,137,145	4,239,510	△ 102,365	
対前年度伸び率	△ 2.41%	皆増		
合 計	16,412,834	16,489,032	△ 76,198	
対前年度伸び率	△ 0.46%	32.16%		

イ 令和元年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計決算概要について

1. 歳入

(単位 円)

区 分	元年度決算 A	30年度決算 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B
診療所収入	404,040,744	421,556,215	△ 17,515,471	△ 4.2
診療収入	148,438,394	176,045,387	△ 27,606,993	△ 15.7
入院収入	61,483,968	79,065,022	△ 17,581,054	△ 22.2
延患者数	4,456	5,189	△ 733	△ 14.1
1日平均患者数	12.2	14.2	△ 2.0	△ 14.1
1日平均単価	13,798	15,237	△ 1,439	△ 9.4
外来収入	74,949,475	85,501,062	△ 10,551,587	△ 12.3
延患者数	12,387	13,958	△ 1,571	△ 11.3
1日平均患者数	51.2	57.2	△ 6.0	△ 10.5
1日平均単価	6,050	6,125	△ 75	△ 1.2
その他診療収入	12,004,951	11,479,303	525,648	4.6
使用料及び手数料	1,046,929	1,254,160	△ 207,231	△ 16.5
道支出金	6,202,000	2,108,000	4,094,000	194.2
繰入金	242,490,016	233,855,351	8,634,665	3.7
一般会計繰入金	116,416,016	123,924,351	△ 7,508,335	△ 6.1
事業勘定繰入金	126,074,000	109,931,000	16,143,000	14.7
諸収入	5,063,405	5,493,317	△ 429,912	△ 7.8
市債	800,000	2,800,000	△ 2,000,000	△ 71.4
【参考】一般会計繰入金を除いた歳入	287,624,728	297,631,864	△ 10,007,136	△ 3.4

2. 歳出

(単位 円)

区 分	元年度決算 A	30年度決算 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B
診療所費用	404,040,744	421,556,215	△ 17,515,471	△ 4.2
総務費	315,330,713	323,940,461	△ 8,609,748	△ 2.7
総務管理費	315,180,597	323,639,023	△ 8,458,426	△ 2.6
研究研修費	150,116	301,438	△ 151,322	△ 50.2
医業費	57,022,249	66,317,522	△ 9,295,273	△ 14.0
診療事業費	57,022,249	66,317,522	△ 9,295,273	△ 14.0
公債費	31,687,782	31,298,232	389,550	1.2

ウ 令和元年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計決算概要について

1.歳入

(単位:円)

区 分	元年度決算 A	30年度決算 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B
診療所収入	276,279,997	283,726,288	△ 7,446,291	△ 2.6
診療収入	67,539,198	90,165,204	△ 22,626,006	△ 25.1
入院収入	20,934,704	39,033,026	△ 18,098,322	△ 46.4
延患者数	1,584	3,253	△ 1,669	△ 51.3
1日平均患者数	4.3	8.9	△ 4.6	△ 51.7
1日平均単価	13,216	11,999	1,217	10.1
外来収入	31,568,370	35,317,651	△ 3,749,281	△ 10.6
延患者数	5,273	5,791	△ 518	△ 8.9
1日平均患者数	21.9	23.7	△ 1.8	△ 7.6
1日平均単価	5,987	6,099	△ 112	△ 1.8
その他診療収入	15,036,124	15,814,527	△ 778,403	△ 4.9
使用料及び手数料	687,542	691,873	△ 4,331	△ 0.6
道支出金	4,521,000	4,470,000	51,000	1.1
繰入金	201,098,409	176,506,127	24,592,282	13.9
一般会計繰入金	114,468,409	105,199,127	9,269,282	8.8
事業勘定繰入金	86,630,000	71,307,000	15,323,000	21.5
繰越金	0	0	0	0.0
諸収入	2,433,848	2,493,084	△ 59,236	△ 2.4
市債	0	9,400,000	△ 9,400,000	△ 100.0
【参考】一般会計繰入金を除いた歳入	161,811,588	178,527,161	△ 16,715,573	△ 9.4

2.歳出

(単位:円)

区 分	元年度決算 A	30年度決算 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B
診療所費用	276,279,997	283,726,288	△ 7,446,291	△ 2.6
総務費	250,501,983	244,608,921	5,893,062	2.4
総務管理費	250,247,947	244,447,857	5,800,090	2.4
研究研修費	254,036	161,064	92,972	57.7
医業費	24,214,954	37,424,858	△ 13,209,904	△ 35.3
診療事業費	22,660,200	34,507,003	△ 11,846,803	△ 34.3
給食費	1,554,754	2,917,855	△ 1,363,101	△ 46.7
公債費	1,563,060	1,692,509	△ 129,449	△ 7.6
予備費	0	0	0	0.0

エ 新型コロナウイルス感染症に感染する等した被保険者に係る傷病手当金に関する専決処分について

1 趣旨

令和2年3月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者（給与等の支払いを受けている方）に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特例的な財政支援を行うとした。

また、同日付けで厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金支給制度の創設に向けた検討要請（都道府県経由）があったことから、釧路市としては同省から示された基準に基づき、速やかに当該手当金を支給できるよう釧路市国民健康保険条例の一部改正及び補正予算について4月30日に専決処分をしたものである。

2 条例改正の概要

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給する。

(1) 対象者（いずれにも該当）

- ・給与等の支払いを受けている釧路市国民健康保険被保険者
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができず、給与等の全部又は一部を受け取ることができなかった被保険者。

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日を起算日として、3日を経過した日から労務に服することができなかった日までが対象（労務が予定されていた日数分に限る）。

(3) 支給額の計算方法

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{日数}$

※1日当たりの支給額に上限あり。

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月）。

3 予算措置

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 会計名 | 国民健康保険特別会計 |
| (2) 予算額 | 歳入 6,109千円（特別調整交付金 10分の10） |
| | 歳出 6,109千円 |

4 周知及び受付開始日

- (1) 周知 広報くしろ掲載（6月号・7月号）、納入通知書発送（6月）及び保険証更新時（7月）等にチラシを同封、市ホームページ掲載
- (2) 受付 5月1日から開始

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に 係る国民健康保険料の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯や新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少が見込まれる世帯について、国の財政支援により減免及び免除するものである。

2 対象となる世帯（次の（１）もしくは（２）に該当する世帯）

（１）新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）の死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険料を全額免除

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯 ⇒ 保険料の一部を減額

ア 生計維持者の事業収入等のいずれかが前年の当該事業収入等より 10分の3以上減少 する見込みであること。

※保険金、損害賠償等による補填金がある場合は、その分を含めて計算

イ 生計維持者の前年所得（事業所得、不動産所得、給与所得、利子所得、配当所得、譲渡所得及び山林所得等）の合計額が 1,000万円以下 であること。

ウ 減少することが見込まれる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が 400万円以下 であること。

3 減免対象となる保険料

平成31年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定された保険料が対象となる。

4 減免額

減免額＝減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）× 減免割合（D）

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）

A：世帯の被保険者全員について算定した
保険料額

B：生計維持者の減少が見込まれる収入に
係る前年所得の合計額

C：生計維持者及び世帯の被保険者全員の
前年所得の合計額

生計維持者の前年所得の合計額に応じた減免 割合（D）

300万円以下：全額（10分の10）

400万円以下：10分の8

550万円以下：10分の6

750万円以下：10分の4

1,000万円以下：10分の2

5 申請期限

令和3年3月31日まで

※保険料の減免に要する費用については、国の特別調整交付金等により10分の10の補助率で財源措置されるもの

カ 国民健康保険特別調整交付金に係る過少申請について

1 概要

国の特別調整交付金である国保へき地直営診療所運営費補助について、過少申請があったことが判明した。

※国保へき地直営診療所運営費補助は、立地条件等から不可避免的に赤字が生じることが想定される「へき地医療」において、療養の確保のために欠くことができない国保直営診療所の運営状況に赤字額が生じた場合に、その一部について助成が行われる仕組み。

2 過少申請の内容

阿寒・音別診療所に係る交付基準額の算定基礎となる年間診療実日数を集計するにあたり、平日及び休祭日の診療（外来・入院）実日数を計上すべきところ、外来の診療実日数のみを対象としていた。

3 判明の経緯

令和2年1月 7日	令和元年度分の申請書を北海道保健福祉部国保医療課へ提出
1月10日	道国保医療課より連絡があり過少申請が判明（平成26年度以降分）
1月15日	令和元年度申請分を修正し再提出（令和元年度分は影響無し）

4 発生原因

年間診療実日数については、平成26年度の北海道の通知から入院診療日数を含めることができるようになったが、両診療所、国民健康保険課ではこれまでどおり外来診療日数のみを対象としたうえで、新たに休日外来診療日数を含めることができるようになったものと捉えていた。

（平成26年12月25日付：北海道からの交付申請にあたっての留意事項通知内容）
診療実日数には、休祭日は含めないこと（急病患者に対応した場合も同様）。ただし、休祭日の当番医に該当する場合は含めても差し支えないこと。※見え消しにて記載

5 道内各市町村の状況（釧路市含む）

令和元年度の申請において、へき地直営診療所運営費補助対象の入院病床がある15か所の直営診療所すべてが同様の認識で交付申請を行っていた。

6 影響額147,636千円 ※既に交付された額との差額

年度	阿寒診療所	音別診療所	影響額合計
平成26～29年度	57,760千円	81,391千円	139,151千円
平成30年度	3,972千円	4,513千円	8,485千円

※平成30年度分については、当初交付額との差額の10分の8を上限に申請可能であったことから、阿寒診療所15,889千円、音別診療所18,051千円を追加申請し交付された。

7 北海道との協議結果（協議先：北海道保健福祉部国保医療課）

協議事項	北海道からの回答
市町村が共通認識のもと適正な申請事務を遂行するための説明会の開催及び補足資料等の提供について	大きな改正等があった場合には情報共有の充実に努める。また、国に対し新旧対照表や質疑応答集の作成を要望した。
平成26～29年度に交付された額との差額に対する手立ての検討について	北海道が国に確認したところ、他の適正に申請している保険者との兼ね合いから追加交付は認められないと回答を得た。

